

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための 法律の制定を求める意見書

平成１８年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で１９項目、参議院環境委員会で１１項目の附帯決議が採択されるなど、課題を抱えたまま成立しました。

しかし、自治体が税金を使って分別収集をしており、その負担が大きいことや、生産者の負担が軽く「発生抑制」のインセンティブ（誘因）が働かないなどの問題が指摘されています。

新宿区は、平成２０年度から３Ｒ推進を目的とした協議会を設置するとともに、プラスチック製容器包装の資源回収を開始し、ごみの減量とリサイクルの推進に努めていますが、収集、運搬、保管等に多額の経費を要し、区の財政負担も大きなものとなっています。

商品の販売にあたり、消費者の理解のもと「リサイクルに必要なコスト」を製品の価格に含めることは、環境に負担がかかる製品をできるだけ作らない、または作る段階から再使用を考慮した製品づくりを進めることを促し、持続可能な社会の構築につながります。

国においても、一日も早く、下記の事項を基本として、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定するよう要望いたします。

記

- １ 拡大生産者責任の原則に基づき、都市自治体の事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。
- ２ 容器包装リサイクル制度について、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。
- ３ 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者には義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向け検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成23年3月23日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
消費者庁長官

あて